

## 第8回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日（火）午後1時37分から2時27分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	2番	砂坂 浩一郎	3番	高田 真盛	
	4番	黒木 りか	5番	小山 幸良	
	6番	中之藪 堅二郎	7番	寺内 秀昭	
	8番	福 富久	10番	上山 幸夫	

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	片板 大作	ニ.	雨田 俊哉
ホ.	原田 晃生	ヘ.	小脇 尚武

### 4. 欠席委員

農業委員	1番	久保田 力雄	9番	中畠 一三
------	----	--------	----	-------

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ト.	浦口 啓一郎	チ.	野里 一則
----	--------	----	-------

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第8号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の廃止について

議案第5号 参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長  
農地集積支援員

中峯 智恵美  
牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
農業委員議席番号1番 久保田力雄委員、9番 中畠一三委員。  
農地利用最適化推進委員 浦口啓一郎推進委員、野里一則推進委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 議長 ただ今から、第8回 農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 黒木りか委員、5番 小山幸良委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第8号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。  
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。  
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。  
令和6年3月29日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権2件・農地中間管理権8件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画（案）の内、賃借権2件について説明を行います。  
資料は3ページをご覧ください。  
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和6年3月29日、始期が令和6年4月1日、終期が令和16年3月31日で、存続期間を10年とする新規の1件と、始期を令和6年4月1日、終期を令和11年3月31日で、存続期間を5年とする新規の1件の計2件です。農地の面積合計は、田が8筆の●●㎡、畑が2筆の●●㎡、計10筆の●●㎡となります。  
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
- 整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町○○××番地 A・89歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B、経営面積は●●㎡です。土地の所在は○○字△△××番、地目が田、面積が●●㎡そのほかに田が7筆、畑が1筆、合計掲出で面積合計が●●㎡になります。田にはWCSを畑には牧草を作付けします。権利の種類は賃借権、賃借料

は10アール当り〇万円で口座振込、期間が10年の新規設定となります。図面は5ページから8ページに添付しております。

続いて整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地C・87歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地Dです。土地の所在は〇〇字△△××番、地目が畑の1筆、面積が●●㎡。さとうきびを作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は10アール当り〇万円で現金支払、期間が5年の新規設定となります。図面は9ページ・10ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権2件についての説明を終わります。

## 事務局

資料の11ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和6年3月29日、存続期間は令和6年3月31日から令和11年3月30日までの5年間で3件と、令和6年3月31日から令和16年3月30日までの10年間で5件です。

資料は12ページ、内訳書です。

整理番号1番、南種子町〇〇××番地、E・84歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・66歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で野菜を耕作します。賃借料は、年〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は15ページから添付しております。

整理番号2番、中種子町〇〇××番地、G・67歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・66歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は米穀〇〇kgを現物渡し、期間は10年の新規設定です。図面は17ページから添付しております。

整理番号3番、鹿児島市〇〇番××号、H・78歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・30歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は19ページから添付しております。

13ページをご覧ください。

整理番号4番、南種子町〇〇××番地、J・66歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、I・30歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は19ページから添付しております。

整理番号5番、南種子町〇〇××番地、K・62歳から公益財団法人鹿児島

島県地域振興公社を通じ、I・30歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は21ページから添付しております。

整理番号6番、南種子町〇〇××番地、L・73歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は23ページから添付しております。

14ページをお開きください。

整理番号7番、南種子町〇〇××番地、N・69歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、O・38歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか5筆、地目は全て田、面積は6筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇万円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は25ページから添付しております。

整理番号8番、中種子町〇〇××番地、P・61歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Q・44歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか3筆、地目は全て田、面積は4筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は29ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：R、譲受人：S 外5件を議題にします。

議案説明の前に、整理番号2番において7番委員が、議事参与の制限に

該当します。

7番委員は退席をお願いします。

(7番委員、退席)

議長 長 それでは、議案第2号 農地法第3条の整理番号2番を議題にします。  
事務局より議案第2号整理番号2番の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の31ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号2番の資料を読み上げます。

整理番号2番。譲渡人が、大阪府豊中市〇〇番××号 T。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Uです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、34ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は45ページから添付しております。

この件につきましては、3月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上です。

議長 長 ただ今の説明に関連して、整理番号2番の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号2番 地区担当は口推進委員、お願いします。

口推進委員 まずUさんとTさんの関係は従兄弟の関係であります。贈与の理由は第5回総会第3条の議案で上がった田んぼと抱き合わせて、住宅と交換ということで贈与になっています。今回の時期がずれた理由としては、Tさんの所有する農地の手続きに時間が掛かったということで、今回になりました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号整理番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

7番委員の入場を求めます。

(7番委員、着席)

議長 長 続きまして整理番号6番においても2番委員が、議事参与の制限に該当

します。

2番委員は退席をお願いします。

(2番委員、退席)

議 長 議案第2号 農地法第3条の整理番号6番を議題にします。それでは事務局より整理番号6番の説明をお願いします。

事務局 32ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について整理番号6番の資料を読み上げます。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Wです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

使用貸借で、事業実証のため9カ月間の期間借地であり農業開始によるものです。

この件につきましては、38ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は67ページから添付しております。

この件につきましては、3月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、整理番号6番の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号6番 6番農地部長、お願いします。

農地部長 VさんとWさんは親子であります。今回、Wさんの方が県の助成によって安納芋を作付けするに当り追跡調査を県の方で行うということで、一応使用貸借として身内から契約が結ばれたようです。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号整理番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号6番については、原案のとおり決定いたしました。

2番委員の入場を求めます。

(2番委員、着席)

議長 議案第2号 農地法第3条の整理番号1番・3番・4番・5番を議題に  
します。

それでは、事務局より整理番号1番・3番・4番・5番の説明をお願いします。  
事務局。

事務局 資料を読み上げます。

31ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求め  
るもので、先ほどの2件を含めて所有権移転4件、使用貸借権2件となり  
ます。整理番号1番・3番・4番・5番について資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、神奈川県〇〇××番地 R。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか1筆。地目は全て畑、地積は2筆  
合計●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、33ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は39ページから添付しております。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Yです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、現況地目は資料では原野  
となっておりますが、正しくは田ですので、資料の訂正をしてください。地  
積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、35ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は50ページから添付しております。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 Z。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 aです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか3筆。地目は全て畑、地積は4筆  
合計で●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、36ページの調査書にあるとおり、農地法第3条  
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は56ページから添付しております。

32ページをお開きください。

整理番号5番。貸人が、南種子町〇〇××番地 b。

借人が、南種子町〇〇××番地 cです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡のうち●●

m<sup>2</sup>です。

令和6年4月1日から10年間の使用貸借で農業開始によるものです。

この件につきましては、37ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は61ページから添付しております。

以上4件につきましては、3月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番・4番 6番委員。

6番委員 まず整理番号1番の方から、RさんとSさんは他人なんですけれども、不動産屋を通して1年前に家と宅地を購入しております。その際、隣接する農地、園畑をRさんの方から自由に使っていいよと今まで野菜を作ったりしていたんですけど、今回農地取得するに当り、下限面積がなくなったということで、是非Rさんの方から買ってくれということで、今回の申請が出されました。

それと4番のZさんとaさんの件ですが、aさんが現在牧草を作っております、Zさんは鹿児島に居り、母親はこちらに居るんですけど、もう鹿児島の方に引き上げるとということで、是非aさんの方に買ってほしいということで申請が出されております。以上です。

議長 長 整理番号3番・5番は、担当委員が私、12番ですので補足説明を行います。

12番委員 整理番号3番ですが、XさんとYさんの関係はXさんの甥っ子でございます。Xさんの奥様がdさんの娘さんで、元々はそのdさんの田んぼでございます。お父様が亡くなった時に、それぞれに田んぼを分けていたようですが、何故か息子のeさんの田んぼの中に1か所、Xという名前がありまして、けどずっとeさんの方で耕作はしていたようです。現地を見に行ったら、2枚を1枚にして現在eさんの方で作っていますということで、名義を変えるということになりますと、下限面積もないものから、先々息子さんのYさんの名義に変更するものでございます。現地は田んぼを耕作しておりました。

次に5番ですが、5番のbさん、〇〇の方でございます。cさんは元々は埼玉の方で、〇〇に住んでおられます。Iターンの方です。農業をするという気持ちでいらしたのではないと思いますが、随分前に種子島に観光に来て、種子島が非常に気に入ったということで、永住をしたいということで、現在〇〇に住んでおりますが、先々は〇〇に家も建てるとのこと



で、Xさんがレザーの花弁部長をしているので、Xさんの話でレザーをやってみないかということで、bさんのハウスを借りまして、レザーを管理していくということでございます。地料については、bさんが何年でも作ってくれということで無償になっています。資料には10年とありますが、何年でも作ってくれということです。現在は綺麗に管理されておりました。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号整理番号1番・3番・4番・5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第2号整理番号1番・3番・4番・5番については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：f、譲受人：g、外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。  
事務局。

事務局 資料の73ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が2件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 f。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 gです。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部で、地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和6年4月から令和6年9月までの6ヶ月間。

資金については、土地造成費〇〇万円、建築費〇〇万円の合計〇〇万円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は、農家住宅です。

転用事由の詳細としましては、「現在居住している住まいが老朽化しており、住宅建築の必要に迫られております。現在利用している農家倉庫等を利用することからも、父の所有地である隣接地に農家住宅を建築したく申請するもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、農地の中に宅地が点在している集落の中にあり、北側に利用中の農家倉庫が隣接しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1)造成計画が、盛土を最高0.3m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として幅1.2m程度の緑地・緩衝地を設ける。
- (4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地域内及び都市計画区域外で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は74ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 h。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 i です。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部で、地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和6年5月から令和6年10月までの6ヶ月間。

資金については、土地造成費〇〇万円、居宅の建築費〇〇万円、倉庫の建築費〇〇万円の合計〇〇万円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は、一般住宅及び倉庫です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきたため、当該地にある父親の土地を譲り受け、一般住宅を建築するもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、両隣に宅地、向かい側にも宅地があり、北側にテニスコート・公園等の公共施設があり、南側は町道に面し、農地が広がっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1)造成計画が、盛土を最高0.3m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として幅1m程度の緑地・緩衝地を設ける。
- (4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は82ページから添付しております。

以上2件につきましては、3月11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、8番委員。

8番委員 fさんとgさんは親子関係で、現在fさんの方は病院に入院している関係で、gさんが後継者ということで周辺に適当な宅地がないということで、1番近い畑に新しく家を建てるということでの申請のようです。よろしくをお願いします。

議長 整理番号2番、6番委員。

6番委員 2番のhさんとiさんは親子関係であります。今回、iさんが借家住まいということで、家を造りたいということで親から畑の一部を譲り受け一般住宅を建設したいということであります。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから議案第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

議長 議案第4号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の廃止について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事務局。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。資料は、90ページになります。

議案第4号は、南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の廃止について、南種子町農業委員会規程第7条第1項第11号の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。

今回の規則の廃止の経過及び廃止理由について説明します。

南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則は、平成19年4月1日に制定され、農地賃借料情報、参考農作業料金、農作業賃金の調査検討を行い農業委員会に対し意見を答申する組織として運営してきました。

令和6年2月26日の農業委員会全員協議会において、農家への情報提供の協議を行い農業委員会は、農地法情報の提供等第52条により、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うことに農地法が改正されたことにより、農地に関する農地賃借料情報の提供のみとする。

また、参考農作業料金の情報提供は、農作業受委託の形態もさまざまなことやそれぞれの経営に及ぼす影響が大きいことなど、的確な情報提供に欠けることから令和6年度より参考農作業料金の情報提供は廃止する。

併せて農作業賃金についても毎年 10 月県より最低賃金情報が提供されることから農業委員会からの農作業賃金情報提供を廃止する。

農地賃借料情報は、令和 4 年より締結された実績をもとに情報提供を行っている。

以上の内容を全員協議会で決議したところであります。

このことから南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則は、不要となることから廃止することを定例総会の議案として提案をするものであります。

参考資料として、南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則と廃止の経過と意見収集・検討会状況を 92 ページから添付しておりますのでお目通しください。

91 ページをお開きください。

附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「はい。」の声あり)

6 番委員 これを廃止した時にですね。前年度の標準農作業料金の参考資料、あれを参考にして皆さん支払っているところがありますが、今年の方は「j」から出るという話もありますが、どうなっているのでしょうか。

事務局 これまでの経過で、町技連会、関係機関担当による小作料金検討会と農業委員会全員協議会でも話しましたが、今回の情報については先ほど説明したとおりです。廃止に伴って令和 6 年度からどうするかということですが、農作業受委託の方に情報提供はされません。これについては今質問があったとおり、「j」からは、現在行っているサトウキビの収穫作業・植え付け作業、水稻関係の植え付けと収穫作業、さつまいもの掘り取り寄せなどの作業については、今受けている分については、情報を出す方向で検討されています。それ以外の部分については、参考とするものがなくなりますので、受託機関については試算関係を農業委員会の方で提供対応します。農作業料金は頼む人頼まれる人、相互で話し合いをして決めることとなります。試算関係の根拠については、農業委員会で準備してありますので、聞かれたときは教えてあげてください。

議長 ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議長 議案第5号 参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止について、  
を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いします。事務局。  
事務局 資料は、95ページをお開きください。議案第5号について、ご説明いた  
します。

議案第5号は、参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止について、  
農業委員会の議決を求めるものです。

参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止について説明します。

農業委員会では、農家の代表者と関係機関の方を含めた南種子町標準小  
作料・標準作業料金検討会を設置して調査・検討を行い、農業委員会の総  
会を経て、農業委員会より令和5年度まで参考農作業料金・農作業賃金と  
して情報提供を行ってまいりました。

令和6年2月26日の農業委員会全員協議会において、農家への情報提  
供の協議を行い、農地法改正に伴い農業委員会から農家への情報提供とし  
て、令和6年度より農地賃借料情報の提供のみとする。

参考農作業料金の情報提供は、農作業受委託の形態もさまざまに経営に  
及ぼす影響が大きいことなど、的確な情報提供に欠けることから令和6年  
度より参考農作業料金の情報提供は廃止する。

農作業賃金については、毎年10月県より最低賃金情報が提供されるこ  
とから農業委員会からの農作業賃金情報提供を廃止する。

以上の内容を全員協議会で決議した。

このことから参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の廃止について、  
定例総会の議案として提案をするものであります。

参考資料として、経過報告と今後の流れについて、を添付しております。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

事務局 1件、97ページを開いてください。先ほど一部修正してもらった資料の  
中身なんです、中段より下、参考農作業料金・農作業賃金の情報提供の  
廃止ということで、これを4月号の町広報紙の方に折込をするというこ  
とで考えております。

先ほど質問がありましたが、※の下の方に書いてありますが、「※農作業  
料金については、受託者各自が算出し委託者と合意の上で決めてください。  
※農作業料金の算出根拠計算方法については、農業委員会へお問い合わせ  
ください。」と書いてありますので、周知のほどよろしくお願いたします。  
以上です。

議長 議長 皆さんから質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第8回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。